

# 葉梨西北活性化施設等警備業務委託

## 特記仕様書

### 第1条 適用

本仕様書は、藤枝市（以下、「甲」という。）が委託する「葉梨西北活性化施設等警備業務委託」（以下「本業務」という。）に関する特記事項を示すものである。

### 第2条 業務の目的

本業務は、葉梨西北活性化施設（藤枝市北方481-1）及び朝比奈農村環境改善センター（藤枝市岡部町宮島513-1）における火災及び盗難等不良行為を予防し、安全の確保を図るため委託するものである。

### 第3条 委託期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

### 第4条 通則

受託者（以下「乙」という。）は、本業務を遂行するにあたり、業務委託設計書、委託業務共通仕様書及び本仕様書に基づき、甲と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

### 第5条 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

#### 1 業務の種類

業務の種類は防犯・火災異常の機械警備とする。

#### 2 警備機器等の設置

乙は葉梨西北活性化施設及び朝比奈農村環境改善センターに警報機器を設置し、また当該機器が感知した異常の有無について同施設に設置してある甲の電話回線を使用して乙の施設内管制センターに自動的に表示する機械設置を設置し、さらに当該設備の正常動作を当該管制センターにて確認し得るのに必要な機器を設置するものとする。

警報機器の種類・個数・設置場所等警備計画については、甲が警備計画に変更の必要があると認める場合には、乙がその警備計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

#### 3 警備の内容

（1）乙は、管制センターに設置する機器表示盤により警備対象の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るとともに関係機関との連絡を保持する。

（2）警備対象に異常が発生したことを知ったときは、直ちに適切な処置をとるとともに詳細を所定連絡先へ連絡しなければならない。

4 乙は毎月10日までに前月の警備状況を報告するものとする。

5 警報機器の保守点検

(1) 乙は、葉梨西北活性化施設及び朝比奈農村環境改善センターに設置した警報機器の正常な動作を維持するために随時保守点検を実施し、管制センターにて正常な動作を確認し、間断なく監視を行わなければならない。

なお、警報機器の異常を感知したときは、直ちに警備上の安全措置をとるものとする。

(2) 乙が設置した警報機器及びこれに関係する全ての設備の維持・保守・点検にかかる費用は、乙の負担とする。

6 その他

警備委託契約更新時等において警報機器及び関連設備の撤去が必要な場合は、乙負担で速やかに撤去し、原状復帰するものとする。

第6条 障害者の差別解消

業務の履行に当たっては、障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づく（「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成28年3月11日藤枝市長決定）第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

第7条 機密の保持

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）を遵守し、業務上知り得た事項を第3者に漏らしてはならない。

第8条 その他

本仕様書に記載無き事項または疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

## 委託業務共通仕様書

この仕様書は、業務委託に係る業務の共通事項を示すものであって、実施にあたっては誠意をもって行うものとする。

### 1. 法令の遵守

乙は、業務の実施にあたっては関係法令を遵守すること。特に関係法令に定められた諸手続（許可・届出等）を遅滞なく行うものとする。

### 2. 業務従事者の確保

乙は、契約の履行を期するため業務の遂行に適した者を配置しなければならない。

### 3. 服装・規律

乙は、業務従事者に次に掲げる事項を厳格に守らせること。

①勤務中は乙制定の衣服を着用すること。

②勤務中は名札等により従事者の所属及び氏名等を明示すること。

③勤務中は礼儀正しく品行を慎み、応接に当たっては懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴に渡る言動があつてはならない。

④所定の場所以外での喫煙、その他職務の遂行を怠るような行為をしないこと。

### 4. 委託業務実施記録

乙は、業務従事者に業務を実施した日の状況を記録させ、原則として翌日の監督員に提出すること。

### 5. 異常又は事故報告

乙及び業務従事者は、受託対象に異常を認めた場合は直ちに監督員に通報しなければならない。また、事故が発生したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに監督員及び関係者に通報しなければならない。なお、乙は事故の状況を記した書類を監督員を経由して藤枝市に提出すること。

### 6. 委託業務実施上の留意事項

業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

①火気の使用にあたっては十分注意すること。

②電気・ガス・水の使用にあたっては極力節約に努めること。

③水の使用又は機械器具等の使用により建物器物等に損害を与えないこと。

④衛生に留意すること。

### 7. 委託業務完了報告書

乙は、業務履行後、委託業務実施済確認願（様式1）を検査員に提出し、確認印を受けたうえで、委託料支払請求書に貼付すること。ただし、様式1と同主旨の作業報告書が乙にある場合、藤枝市の承認を得てこれに替えてもさしつかえない。

### 8. 委託業務の引き継ぎ

委託期間が終了し同様の委託業務を他の業者が受託した場合、乙はその業者が円滑に業務を実施できるように引き継ぎを行うものとする。

審査 鈴木 庸介  
設計者 梶原 維文

令和 7 年度 実施設計書

委託 名 葉梨西北活性化施設等警備業務委託

委託 箇所 葉梨西北活性化施設 (藤枝市 北方 地内)

朝比奈農村環境改善センター (藤枝市 岡部町宮島 地内)

委託 金額 円 (税込)

期 間 令和 7 年 8 月 1 日から 令和 1 0 年 7 月 3 1 日

委託 概要 施設警備業務 1 式

# 葉梨西北活性化施設等警備業務 内訳書

(単無し)

| 号 | 名 称           | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額(円) | 備 考 |
|---|---------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
|   |               |     |     |     |     |        |     |
|   | 葉梨西北活性化施設     |     |     |     |     |        |     |
|   | 警備業務          |     | 36  | 月   |     |        |     |
|   | 小計            |     |     |     |     |        |     |
|   |               |     |     |     |     |        |     |
|   | 朝比奈農村環境改善センター |     |     |     |     |        |     |
|   | 警備業務          |     | 36  | 月   |     |        |     |
|   | 小計            |     |     |     |     |        |     |
|   |               |     |     |     |     |        |     |
|   |               |     |     |     |     |        |     |
|   |               |     |     |     |     |        |     |
|   |               |     |     |     |     |        |     |
|   |               |     |     |     |     |        |     |
|   | 小計            |     |     |     |     |        |     |
|   |               |     |     |     |     |        |     |
|   | 消費税           |     | 10  | %   |     |        |     |
|   |               |     |     |     |     |        |     |
|   | 合 計           |     |     |     |     |        |     |

## 業 務 委 託 契 約 書

静岡県藤枝市岡出山 1-1-1 に所在する藤枝市長 北村正平（以下甲という）と  
以下乙という）とは、甲の管理に属する別紙「葉梨西北活性化施設等警備業務委託特記仕様書」第 2 条  
の「葉梨西北活性化施設」及び「朝比奈農村環境改善センター」の保全につき、次のとおり委託契約を  
締結する。

第 1 条 乙は、甲に対して本書に定めるところに従い契約物件の保全業務を実施することを約し、甲はこ  
れに対し報酬（以下業務委託料という）を支払うことを約する。

第 2 条 添付「仕様書」は、本契約を締結するに当たり、乙が契約物件を調査のうえ作成し、甲の同意  
を得たものとする。

第 3 条 業務委託料は、次のとおり定める。

葉梨西北活性化施設 月額 円（税込： 円）

朝比奈農村環境改善センター 月額 円（税込： 円）

2. 本契約により乙が業務を開始した日、又は本契約が終了した日が月の中途である場合、その月  
の業務委託料は、前項の金額をその月の日数で除して得た額にその月の業務を提供した日数を  
乗じて得た額とする。

第 4 条 乙は、前条の業務委託料を毎月甲に請求し、甲は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以  
内に、これを乙に支払うものとする。

第 5 条 業務委託料及び契約条件等は、情勢の変化、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、甲乙  
協議のうえこれを改定することができる。

第 6 条 本契約に関する契約保証金は、全額免除する。

第 7 条 乙が業務実施のため設置する機械、機器その他の器具（以下警報機器という）は、乙の所有に  
属する。警報機器の種類、個数、設置場所は添付図面によるものとする。

第 8 条 甲は、契約物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更をしようとするときは、その  
日から起算して 15 日前までに乙に通知するものとする。

2. 契約物件の増、改、新築等により既設の警報機器の移動又は変更等の必要を生じた場合は、事  
前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲が負担する。  
また、甲乙協議により新たに警報機器の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い、  
業務委託料は甲乙協議のうえ改定されるものとする。

第 9 条 乙は、警報機器を常に円滑に運用できるよう適宜点検を行うものとし、点検の都度その結果を  
甲に報告するものとする。

第 10 条 甲は、警報機器の取扱いについて過誤のないよう日常注意するとともに、警報機器について  
故障、又は異常を発見したときは直ちに乙に通知するものとする。

第 11 条 警報機器の補修及び交換に要する費用は、その原因が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲  
が負担するものとする。

第 12 条 警報機器の配線の自然損耗により、乙の業務提供に支障が生じた場合は、業務開始日から起算  
して 5 年間に限り、乙の費用負担で配線の補修又は取替を行うものとする。

第 13 条 乙は、警備委託更新時等において警報機器及び関連設備の撤去が必要な場合、警報機器設置の  
契約物件に施された孔穴その他の変更部分を原状復帰するものとする。

2. 前項に規定する事項に要する費用は、乙の負担とする。

第 14 条 乙は、天災その他、乙の責に帰することができない事由により、業務を続行することができな  
くなったときは、その状況がやむまでの間、業務の提供を停止し、業務提供に関する本契約上  
の義務の一切を免れるものとする。この場合、乙は甲に対してその旨を遅滞なく通知するもの

とする。

2. 甲は、相当な事由があるときは、乙に対して業務の停止を求めることができる。
3. 前2項の規定により、業務の一部又は全部が停止された場合の業務停止期間中の業務委託料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第15条 甲及び乙は、本契約の締結並びに実施に当たり知り得た相手方の機密事項を、契約有効期間中であると契約終了後であるとを問わず、一切他に漏洩してはならない。

第16条 乙は、本契約の履行に当たり、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第17条 乙は、甲の承認を受けないで本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第18条 乙は、本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について次項の賠償額を限度として、甲に対してその損害を賠償するものとする。

2. 前項の規定による賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償合わせて10億円とする。
3. 乙が本契約に基づき業務を実施中に、第三者に対し損害を与えた場合には、甲は、第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、乙の責に帰すべき事由のあるときは、乙はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、前項に定めた限度内の金額を甲に支払うものとする。
4. 甲は第1項及び前項に規定する事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって自己による損害の発生を乙に通知しなければならない。

第19条 乙は、次の事項については一切責任を負わないものとする。

- (1) 天変地異その他不可抗力により生じた一切の損害。
- (2) 警報機器が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回線により送信が行われない状態にあったために生じた一切の損害。
- (3) 甲の責に帰すべき事由により警報機器が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害。

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 本契約について、乙又はその従業員に不正又は不当の行為があったとき。
- (3) 甲において乙が本契約を履行することができないと明らかに認めたとき。
- (4) 前各号ほか、本契約の条項に違反したとき。

第21条 乙は、甲の責に帰すべき事由により業務を提供しがたいと認めたときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。

第22条 甲及び乙は、解約につき相当に事由がある場合は、その事由を付し文書をもって相手方に解約の予告をするものとし文書到着後、甲乙協議のうえ、本契約を解約することができる。

第23条 甲に対し、乙又は乙の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）は、暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないことを確約する。

第24条 甲は、乙又は乙の下請負者が暴力団関係企業等であることが認められた場合、第20条及び第22条の規定にかかわらず、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

2. 甲が、前項の規定により本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わず、また、解除により甲に障害が生じたときは、乙はその損害を賠償する。

第25条 乙は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに甲への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

第26条 本契約の有効期間は、令和7年8月1日から令和10年7月31日までとする。

第 27 条 本契約の解釈に疑義が生じたとき及び本契約に定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ 1 通を保有する。

契約締結日 令和 7 年 月 日

甲) 藤枝市岡出山一丁目 1 1 番 1 号

藤枝市

藤枝市長 北村 正平

乙)